

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業概要 (①目的・効果 ②経費の内訳 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------------------------------------|-----------------------|---|-------|---------|
| 1 | ①食料品の物価高騰に対する特別加算 | 内子町みんなの暮らし応援券給付事業 | <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた全町民に対し、町内登録店舗で使用できる商品券を配布し、町民の家計を支援するとともに、地域経済の一層の振興を図る。</p> <p>②商品券の換金費及び事務費</p> <p>③商品券換金 15,000円×14,500人=217,500千円 消耗品費(封筒、用紙、トナーなど) 950千円 印刷製本費(商品券、チラシ) 2,081千円 通信運搬費(商品券郵送費など) 4,161千円 振込手数料 1,100件×110円=121千円 委託料(システム改修) 550千円 【合計】225,363千円</p> <p>④令和8年4月10日(仮)において町の住民基本台帳に記録されている者</p> | R8. 1 | R8. 4以降 |
| 2 | ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 | 省エネ家電製品買い換え促進事業 | <p>①家電製品のうち特に消費電力が大きいエアコン、冷蔵庫について、省エネ性能の優れた製品の買い換えを促進を促進することで、物価高騰による家庭の経済的負担の軽減と脱炭素化の推進を図る。</p> <p>②補助金及び事務費</p> <p>③4,500千円 対象家電：省エネラベル3つ星以上のエアコン、冷蔵庫・冷凍庫 ※買い換えのみ対象(リサイクル券の写しで確認) 補助金額：購入費(税抜)の1/2 町内店舗 上限40千円×50件=2,000千円 町外店舗 上限20千円×100件=2,000千円</p> <p>④申請時において内子町内に住民登録があり、自ら居住する町内の住宅に対象家電を設置する者。ただし申請は1世帯あたり製品ごとに1回限りとする。</p> <p>振込手数料・郵送料・消耗品費：50千円 人件費(会計年度任用職員1人×1日3時間×4カ月)：450千円</p> | R8. 3 | R8. 4以降 |
| 3 | ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 | 内子町物価高騰対策がんばる事業者応援事業 | <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町内事業者に対し、事業の継続及び経営基盤の強化を図るため、生産性の向上、デジタル化推進、人材育成・人材確保、労働環境改善及び利用環境改善に資する取組を支援し、地域経済の持続的発展に寄与することを目的とした補助金の交付。</p> <p>②町内事業者が行う以下の事業に要する経費。</p> <p>(1) 生産性向上事業 新たな設備又は機器等の導入に係る事業 ・設備、備品、機械、器具等の購入に要する経費(設置に要する経費を含む)</p> <p>(2) デジタル化推進事業 経営改善又は業務効率化等に係る事業 ・ITツール・システム導入、ハードウェア購入、セキュリティ対策に要する経費</p> <p>(3) 人材育成・確保事業 従業員等のスキル向上又は人材育成・人材確保に関する研修・講習、採用活動等に係る事業 ・研修受講料、講師・専門家謝金、教材費等の人材育成・人材確保に要する経費(採用広報費、求人広告費、説明会開催費等を含む)</p> <p>(4) 労働環境改善事業 労働安全衛生設備又は休憩・福利厚生施設の整備に係る事業 ・労働安全衛生設備や休憩・福利厚生施設整備等、労働環境改善に要する経費</p> <p>(5) 利用環境改善事業 利用者の利便性及び快適性の向上等、利用環境の改善を目的とした町内店舗等の整備に係る事業 ・建物又は設備の整備等に要する経費(内装・外装工事、配管・電気設備等)</p> <p>③150社(町内事業者)×200千円(上限20万円(下限10万円)) 補助率2分の1 合計30,000千円</p> <p>④申請時点において町内に事業所(店舗、事務所、工場等)を有し、継続して事業を営む法人又は個人事業主 ※法人は町内に本社(店)又は主たる事業所を有することを条件とする</p> | R8. 3 | R8. 4以降 |
| 4 | ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 内子町特定教育・保育施設副食費支援補助事業 | <p>①食料品等価格の高騰の影響を受けた町内の特定教育・保育施設に対し、補助金を交付することにより、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る保護者が施設に支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)に要する費用への転嫁をすることなく、給食の質の確保と食材購入経費の負担軽減を図る。</p> <p>②補助金 子ども1人当たり基準月額：副食費免除基準額4,900円-現行の保護者負担額4,500円=400円</p> <p>③対象4施設 基準月額400円×対象者115人×12カ月=552千円</p> <p>④町内の認可保育園</p> | R8. 1 | R8. 4以降 |